

令和 8 年度 富津市立小中学校体育施設開放 申請の手引き

1. 団体登録

- ①「富津市立小学校及び中学校体育施設使用団体登録届出書」を教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係へ提出する。

～届出書記入時の注意点～

【責任者と団体構成員】

- ・責任者は市内に在住する者とし、明確にすること。
- ・10名以上で団体が構成され、団体員の内7割以上は市内に在住・在勤・在学する者であること。

【使用する学校名・施設名・希望曜日・希望時間】

- ・使用する学校名を記入し、施設名（体育館など）にチェックをします。
- ・体育館について、バレーボールやバスケットボール等、コートが2面以上作成できる体育館については、半面（1/2 使用）か全面使用のどちらかを選択してください（必ず、希望に添えるとは限りません）。
- ・希望曜日と時間を記入してください。

屋内運動場及び武道場：平日は午後6時から午後9時まで。

休日・学校休業日は学校長が認めた時間。

屋外運動場：平日の使用は不可。

休日・学校休業日は学校長が認めた時間。

※今年度より、同曜日の同時間を2校以上一緒に申請することはできません。

- ②提出された登録届出書を教育委員会で精査し、各団体の使用学校、使用曜日、使用時間を決定する。

- ・提出期限（11月21日）経過後、教育委員会にて調整を行います。

「主たる使用施設」と「他の使用施設」を併せて3校まで希望を出せるようになっていますが、重複した場合は、「主たる使用施設」を使用いただけるよう、可

能な限り調整を行います。

- ・使用いただく施設、時間等が決定しましたら、責任者の方へ「富津市立小中学校体育施設開放事業における団体登録の完了について」という文書をお送りします。

この文書に書かれている学校、施設、曜日、時間で施設を利用いただけます（年度内に限る）。

ただし、学校行事やその他の事情により、急遽、使用出来ない日が発生することもありますので、ご了承ください。

2. 使用許可申請書の提出

- ①「富津市立小学校及び中学校体育施設使用許可申請書」を使用する学校へ提出する（その1とその2）。

～申請書記入時の注意点～

【団体名と申請者（責任者）名】

- ・団体名と申請者は、登録届出をした時の団体名、責任者情報を記入ください。
- ・2校以上使用する場合は、学校ごとに申請が必要です。

【使用目的（種目・内容）・学校名・施設名・日時・人数・備品】

- ・使用目的、学校名、施設名、日時、人数については、登録届出書のとおり記入してください。

〈例〉使用目的：バレーボール

使用学校名：青堀小学校 使用施設名：体育館

使用日時：令和7年4～6月 毎週月曜日 午後6時～午後9時

使用人数：15人

使用備品：バレーボール用具一式

※使用日時について、使用しない日等がありましたら、別途ご記入ください。

〈例〉但し、○月×日は除くなど。

- ②学校から教育委員会へ申請書が届く。

学校にて申請書を確認していただいた後、教育委員会へ申請書が届きます。

- ③教育委員会にて提出内容を確認し、「使用許可書」を作成。

年度初めの届出内容と申請内容に大きな相違がある場合は、団体責任者の方へご連絡する場合があります。

④「使用許可書」を教育委員会から学校へ。

教育委員会にて「使用許可書」を作成したら、各学校へお渡しし、使用する学校から団体へお渡しします。

※団体への渡し方は学校ごとに異なりますので、使用する学校にご確認ください。

使用不可日や学校からの意見等が記載されている場合がありますので、使用許可書は必ずご確認ください。

【許可申請書の提出期限】

4月、5月、6月分をまとめて	→	3月6日までに提出
7月、8月、9月分をまとめて	→	6月5日までに提出
10月、11月、12月分をまとめて	→	9月4日までに提出
1月、2月、3月分をまとめて	→	12月4日までに提出

※中途登録、追加などの場合は、使用する月の前月15日までに提出してください。なお、この場合でも上記の3か月を基準としてください。

別紙、「富津市立小学校及び中学校の体育施設開放利用基準」や各種記入例も併せてご確認ください。